

令和 7 年度
婦人科検診車
仕様書
(JKA 公益事業振興補助事業)

公益財団法人福島県保健衛生会

I. 仕様概要

1. 調達物品名

○婦人科検診車 1 式

2. 構成内容

○婦人科検診車 1 式（内訳）

<婦人科検診仕様>

（1）検診台 1 式

（2）診療ユニット 1 式

【別様】

<車体関係仕様>

（1）シャーシ（いすゞ自動車製 2RG-FTR90V4-NDYH-D）

（2）架装（イズミ車体製作所製）

（3）その他

Ⅱ．詳細仕様書

<内容>

- A. 概要
- B. トラックシャーシ・架装仕様書
- C. 検診台および診療ユニット
- D. 性能・技術的要件以外に関する要件

A. 概要

1. 基本事項

- 1－1 この車両は、婦人科検診を目的とし、巡回検診車として、この仕様書に示す諸装置を備えること。
- 1－2 材料はJ I S規格品又は一級品を使用し、耐震、耐水、防塵等を十分に考慮し、業務の遂行に支障のないよう製作し、かつ、道路運送車両法関係法令（車両規則、保安基準）に適合する構造装置であること。
- 1－3 検診台並びに車両については、緊急時のトラブルに即時対応できるよう、それぞれのメンテナンス等が福島県内において実施可能であること。
- 1－4 車両は、2025年度製造の車両を架装するものとし、車体は全鋼製骨格及び鋼板張りのリベット及びスポット溶接の併用とする。

2. 納入場所

福島市方木田字水戸内 19 番地の 6
公益財団法人福島県保健衛生協会

3. 納入期限

2026年9月末日

B. トラックシャーシ・架装仕様書

1. 適用範囲

- 1-1 本仕様書は、婦人科検診車の製作に適用するもので、道路運送車両法関係法令（車両規則、保安基準）により製作する。

2. 車体の形状

- 2-1 本車体は、中型トラックをベースに後輪のみエアサスペンションシャーシとし、ハンドルはパワーステアリング付きとすること。
- 2-2 排ガス規制強化に伴ったシャーシメーカーのモデルチェンジが実施された場合、最新のシャーシにて納めること。

3. 車体の材質

- 3-1 本車体に使用する材料にあたっては、JIS 規格品または一級品とし、体裁優美にして耐震、耐水、防塵、防錆等を十分考慮し、業務の遂行に適合するよう製作すること。

4. 主要諸元

- 4-1 いすゞ 2RG-FTR90V4-NDYH-Dとする。
- 4-2 トランスミッションはスムーサーF xとする。
- 4-3 ホイールはアルミホイールとする。
- 4-4 全長は、9, 200mm以下とする。
- 4-5 全幅は、2, 490mm以下とする。
- 4-6 全高は、3, 460mm前後とする。
- 4-7 ホイールベースは、4, 860mm以下とする。
- 4-8 室内長は、6, 000mm以上とする。
- 4-9 室内幅は、2, 338mm以下とする。
- 4-10 室内高は、2, 000mm前後とする。
- 4-11 エンジン出力は、240ps以上とする。（排出ガス規制適合）
- 4-12オルタネーターは、24v-60A以上とする。
- 4-13 バッテリーは、130F51×2相当品とする。
- 4-14 燃料タンクは、200リットル（軽油）燃料メーター付きとする。
- 4-15 タイヤサイズは、中型トラック標準とする。
- 4-16 バックミラーは、サイドアンダーミラー式とする。
- 4-17 暖房装置は、エアーヒーターとする。
- 4-18 冷房装置は、1：1のシングルエアコンと1：2のマルチエアコン式とする。
- 4-19 充電器は30A以上とする。

5. 主要構造

- 5-1 本車両は全鋼製とし、必要個所を医療法施工規則に準拠した防護壁を設け、天井及び腰部内張鉄骨には各種の取り付け金具用補強材を入れ必要な機械器具類を配置すること。（内部配置は別紙レイアウト参照）

6. 内装（床）

- 6-1 床は、15mm厚耐水ベニア材を骨格にネジ締めとし、その上にロンリウムを貼ること。
- 6-2 検査室の検診台取り付け部は床を落とし込み、検診台を固定後は他の床と段差が生じないよう着脱可能な床を取り付けること。また、点検スペースを確保しその他は補強すること。
- 6-3 乗員室内はカーペット仕上げとし検査室、待合室はロンリウムの上に指定のクッションフロアを敷くこと。
- 6-4 受診者の降り口床に「足元注意」の文字を入れること。
- 6-5 検査室は受診者の導線に線（赤色）を貼り、その先端に矢印を貼ること。

7. 内装（天井・側壁）

- 7-1 天井部及び側面は、側壁にはアルコール耐性のある壁紙を貼ることとし各々の内側には冷暖房効率を高めるための断熱材（ウレタンフォームまたはグラスウール）を挿入すること。
- 7-2 壁紙は撥水加工や消臭、防カビ対応であること。
- 7-3 検査室内仕切壁の一部はアコーディオン式カーテンとし開閉可能な仕様とすること。

8. 外板及び屋根

- 8-1 外板は（0.8～1.2mm）のボンデ鋼板をスポット溶接とし、外板の繋目が見えないようにすること。
- 8-2 給油口の開閉金具とリットカバーは外部施錠式とする。また、給油口に塗装損傷を防止するステンレスを縁取りすること。
- 8-3 屋根は冷暖房効率を上げるため、「遮熱塗装」を施すこと。

9. 塗装

- 9-1 外部塗装は充分なる防錆処理を施しプライマーを吹付のうえ、指定色に仕上げること。
- 9-2 内部塗装は上項と同様とする。
- 9-3 床下塗装は、ノックスドールやジーバート同等の防錆施工を行うこと。
- 9-4 JKA標識を含む文字はデザイン図を作成し承認後カッティングシートにて貼ること。

10. 出入り口及び扉

- 10-1 運転席・助手席に扉を設けること。（シャーシ標準品）
- 10-2 車体左側中央部及び後部に乗車用扉を設けること。
- 10-3 車体左側中央部の乗車用扉は片開き扉とし、開放時に扉が固定できるよう固定具を設けること。また、車体左側後部については前吊元の二枚折戸とし中段ステップ面積を拡大させる目的で扉下部に切り欠きを設けること。
- 10-4 扉の両サイド内側には握りやすく滑らないよう対策を施した手すりを設け、受診者の乗り降りの安全性を確保すること。
- 10-5 乗車用扉の窓は、着色フィルムを貼った、強化ガラスを使用すること。
- 10-6 ステップは受診者が容易に乗り降りできる高さ、形状とすること。
- 10-7 受診者用出入り口のステップの縁には、ライン状のLED照明を設け、ステップ上部の天井にはLEDダウンライトを取り付け足元を確認し易くすること。
- 10-8 出入り口のステップは、取り外し可能なクッションフロアーマットを敷くこと。
- 10-9 滑りにくい材質の土足用クッションフロアーマットを同枚数別に準備すること。
- 10-10 各出入り口上部（2か所）に電動式雨除け天幕（横幅 3,000mm以上、出幅 2,000mm以上）を取り付けること。
- 10-11 スノコ（樹脂製、横 750 mm、幅 470mm、高さ 50mm）1個を備えること。また、取り外しができるフロアーマット（上面に「土足厳禁」のシールを貼る）を取り付けること。
- 10-12 受診者出入り口扉上方に監視用カメラを取り付けること。
- 10-13 出入口には、天井に埋め込み型のLED照明を設置し、ドアの開閉でON/OFFできるように備えること。
- 10-14 待合室に待合室用確認用に監視カメラを取り付けること。

11. 窓

- 11-1 フロントガラスは、トラックシャーシ標準品とすること。
- 11-2 運転席及び助手席窓は、トラックシャーシ標準品とすること。
- 11-3 運転席後ろの側窓は、アルミサッシ枠引違式とし、熱吸収強化ガラス（スモーク系）を使用すること。

12. 座席

- 12-1 運転席は、シャーシ標準品とすること。前後の角度調整式とし、リクライニング枕付きとすること。シートベルトを付けること。
- 12-2 助手席は、シャーシ標準品とすること。リクライニング枕付きとすること。シートベルトを付けること。

13. カーテン

- 13-1 運転席フロントまわりに遮光カーテンを取り付けること。
- 13-2 車両右側アルミサッシ窓にカーテンを取り付けること。
- 13-3 更衣室3か所、診察台上部2か所、作業エリアと検査室間の仕切りにカーテンを取

り付けること。カーテンはオールスペアを用意すること。

- 1 3 - 4 中央部出入口の内・外 2 箇所には天井吊の厚地の布製カーテンを 2 つ割りとし、重ね目を多く長めにして出入口がわかるよう別布色をつけ、下部には鎖を入れて取り付けること。また内側にも同様に取り付けること。カーテンはオールスペアを用意すること。

詳細は協議の上、決定するものとする。

1 4. 通風装置

- 1 4 - 1 作業エリア・検査室・待合室天井に各 1 基の計 3 基取り付けすること。

1 5. 暖房装置

- 1 5 - 1 検査室内にエアー式ヒーター（4kW）を、待合室内にエアーヒーター（2kW）を設けること。走行中も検診時も稼働出来ること。
- 1 5 - 2 エアー式ヒータースイッチは AC 配電盤内に取り付けること。
- 1 5 - 3 検査室左壁用ルームエアコンは 1 台シングルエアコン、検査室右壁用及び待合室用ルームエアコンは 2 台マルチタイプエアコンとし、各部屋を暖房すること。
- 1 5 - 4 ルームエアコンの電源は通常蓄電池より取るが、非常用として、外部電源からも使用可能とすること。

1 6. 冷房装置

- 1 6 - 1 検査室左壁用ルームエアコンは 1 台シングルエアコン、検査室右壁用及び待合室用ルームエアコンは 2 台マルチタイプエアコンとし、各部屋を冷房すること。
- 1 6 - 2 ルームエアコンの室外機を床下に 2 台取り付けすること。
- 1 6 - 3 ルームエアコンの電源は通常蓄電池より取るが、非常用として、外部電源からも使用可能とすること。

1 7. カーオーディオ

- 1 7 - 1 AM. FM ラジオ付きナビゲーションシステムをダッシュパネルに取り付け、室内スピーカーを運転席、待合室に取り付けること。なお、乗員室内に待合室用スピーカー切り替えスイッチを取り付けること。

1 8. バックアイモニター

- 1 8 - 1 車体後方確認のため、車両用バックアイカメラを後面上部に取り付けること。
- 1 8 - 2 モニターはインナーミラー位置に吊下げタイプとして取り付けすること。

1 9. 棚類等

- 1 9 - 1 検体処理室、診察室には作業台を設け、上面はデコラ張りとし浸水防止のために透明マットを敷くこと。また下側に引出しを取り付けること。
- 1 9 - 2 検体処理室、診察室、待合室、各々に資材を格納するための戸棚を設置すること。戸棚にはストッパーを取り付け、開閉に伴い干渉するポイントにはクッション材を

施すこと。

- 19-3 乗員室エンジンフロア上部左右に資材を格納するための戸棚を設置すること。
- 19-4 検査室にキャスター付きのゴミ箱及びキャスター付きの収納庫を固定すること。
- 19-5 出入り口付近に下足入れを設けること。

20. 室内照明

- 20-1 照明はLED灯を基本とし車内全体が明るくなるよう考慮し配置すること。
- 20-2 着替えのスペースには区切りごとに照明を配置すること。
- 20-3 運転席にルームランプを1個取り付けること。
- 20-4 待合室にLED灯を2個以上取り付けること。
- 20-5 作業エリアに2個以上、検査室には4個以上LED灯をそれぞれ取り付けること。

21. コンセント

- 21-1 検診台、その他搭載機器用以外に100V（2連用）アース付きコンセントを取り付けること。

22. 電源導入装置

- 22-1 外部電源引き込み用キャプタイヤコード（5.5φ・2C）20mを可搬式リール巻きとし搭載品とすること。先端は20A以上のT型オスプラグとする。
- 22-2 アダプターは20A以上のT型メスプラグ、200V用WF6330オスプラグ（2m）2本を取り付けること。

23. 分電盤

- 23-1 分電盤を設け外部電源と蓄電池の切換スイッチを設けること。外部電源用（緑色）と蓄電池用（オレンジ色）のパイロットランプを有すること。Vメーター、Aメーター、ブレーカースイッチ（30A）、外部出力用ブレーカースイッチを取り付けること。

24. 蓄電池関連

- 24-1 待合席下部に25kWhの蓄電池を据付けること。背凭れ部分は蓄電池の熱を逃がすことが出来るよう通風を考慮した形状とすること。
- 24-2 蓄電池用充電器及びインバーター発電機は待合室内右側前方へ据付け、近傍の壁面には蓄電池専用配電盤と蓄電池制御ボックスを取り付けること。
- 24-3 SCiBブランドのチタン酸リチウム電池とすること。
- 24-4 インバーター発電機からAC100V系統の各機器やAC200V系統のルームエアコンに電源供給出来ること。
- 24-5 蓄電池残量計を設けること。また、蓄電池の消費を抑える目的で追い充電可能な仕様とすること。
- 24-6 蓄電池の喚起方法はメーカー仕様に準ずること。
- 24-7 蓄電池収納部には、充電時に発生する熱を効率的に拡散・排出するための措置を備

えること。

2 4－8 上記必要時に応じて強制空冷装置（サーキュレーター等）を設置すること。

2 5．油圧式車体安定ジャッキ

2 5－1 各タイヤ後方床下に4本の電動油圧ジャッキを取り付け、シリンダーは80Φ以上とすること。油圧ジャッキのストロークは地面に届く長さを確保すること。接地面の皿は、大きく自由に動くものとする。

2 5－2 左側タイヤフェンダー部分にジャッキスイッチを設け、乗員室内のDC配電盤内にはジャッキメインスイッチ、一括収納スイッチ、パイロットランプ、音声警報を取り付けること。

2 6．文字及び装飾

2 6－1 文字及び装飾は図のとおりとすること。

2 6－2 文字及びロゴマーク等の配置や色、大きさは、担当者と綿密な打ち合わせを行なうこと。

2 7．掘込床

2 7－1 検査室前寄り左側床面の一部を開閉できる仕様とし、スタッフ用乗降口を開けずにゴミ箱の受渡し可能なトランクを設けること。

2 8．自動扉

2 8－1 待合室から検査室への各出入り口には、電動スライド式扉を設けること。

2 8－2 各自動扉開閉用スイッチは検査室側及び待合室側に接地すること。

2 8－3 各自動扉は、自動及び手動に切り替え開閉ができる仕様にする。

2 8－4 各々の自動扉に自動ドアの表示を施すこと。

2 9．室内取り付け品

2 9－1 サンバイザーは、運転席と助手席の両方に取り付けること。

2 9－2 インナーミラー位置にバックカメラ用モニターを取り付けること。

2 9－3 オーバーヘッドコンソールを運転席上部と助手席上部に取り付けること。（シャーシ標準品）

2 9－4 消火器は、規格品を取り付けること。

2 9－5 信号用発煙筒を取り付けること。

2 9－6 車止めは、樹脂製のものを使用し、格納場所を設けること。

2 9－7 ドライブレコーダーを取り付けること。

2 9－8 ETC（音声案内付き）を取り付けること。

2 9－9 一般工具一式を準備すること。

2 9－10 待合室監視用モニターを検査室内に2台取り付けること。

2 9－11 イグザミネーションライトを検査室内左右壁に取り付けること。

2 9－12 検査室前方にシンク・蛇口付き給水タンク・排水タンクを備えること。

- 29-13 スタッフ用乗降口掘り込みステップ部分にステップカバーを装備すること。
- 29-14 ハンディ固定用金具、鉗子立てを指示位置に取り付けること。
- 29-15 デジタル式時計を検体処理室、診察室、待合室に取り付けること。
- 29-16 診察室に空気清浄機を取り付け、固定及び電源を確保すること。
- 29-17 温湿度計を蓄電池収納部付近、および診察室に取り付けること。
- 29-18 各更衣室に椅子を取り付けること。布地は薬剤耐性であること。
- 29-19 検査室にマイクを取り付けること。

30. 車外取り付け品

- 30-1 前照灯、方向器、路肩灯などの関係装備を取り付けること。
- 30-2 ワイパーを取り付けること。（シャーシ標準品）
- 30-3 前部バンパーを取り付けること。（シャーシ標準品）
- 30-4 後部バンパーを取り付けること。（鋼板性）
- 30-5 牽引フックは前後に取り付けること。
- 30-6 バックアイカメラ（液晶モニタータイプ）を取り付けること。
- 30-7 スタッドレスタイヤ（冬用タイヤ）を準備すること。ホイール付きスタッドレスタイヤは指定場所に納品すること。
- 30-8 段差補正木板（2枚）を準備すること。また、収納場所はトランク内とすること。
- 30-9 ジャッキ用敷板（4枚）を準備すること。
- 30-10 鍵は3セット準備すること。
- 30-11 オイルパン（2個）を準備すること。

C. 検診台及び診療ユニット

1. 検診台の仕様（アトムメディカル メグジョイナチュラル）

- 1-1 回転角度が 0° ～ 120° であること。
- 1-2 背板傾斜が -6° ～ 20° であること。
- 1-3 音声案内の仕様が 大/中/小/OFF であること。
- 1-4 ワイヤレスのフットスイッチであり、無指向性の電波方式のワイヤレスタイプのため、置き場を選ばないこと。
- 1-5 重量が 140Kg 以下であること。
- 1-6 診察パターンが 2 種類記憶できること。
- 1-7 記憶した診察パターンはフットスイッチで操作できること。
- 1-8 自動動作中でも、容易に緊急停止ができること。
- 1-9 マットレスに縫い目がないこと。
- 1-10 消費電力が 430VA 以下であること。
- 1-11 取り外し、清掃が可能なクリーンパットを有していること。

2. 診療ユニットの仕様（アトムメディカル EU-70 α ）

- 2-1 クスコーを温める装置を有すること。
- 2-2 クスコー保温装置は、温度を 3 段階以上に設定できること。
- 2-3 本体に引き出し、収納スペースを有していること。
- 2-4 本体両サイドには、任意の高さにトレーやテーブルを設置出来るレールを有すること。

D. 性能・技術的要件以外に関する要件

1. 整備機器は以下の要件を満たすこと

- 1-1 納入する機器は全て未使用のものであり、設置までの間にソフトウェアのバージョンアップがあった場合には最新の仕様で引き渡すこと。
- 1-2 製作途中の軽微な仕様変更は協議のうえこれを決定する。また、最終設計図面の提示・承認を行うこと。
- 1-3 その他の不明な点は別途指示に従うものとする。

2. 機器の故障支援体制は、以下の要件を満たすこと

- 2-1 本装置一式が正常に稼動するように納入稼動後1年間は無償で点検・調整・修理等を随時行うこと。
- 2-2 納入機器を使用している限り必要な消耗品及び故障時等の対応について責任を持つこと。
- 2-3 故障時において復旧のため現場で迅速な対応が可能であること。
- 2-4 平日（月～金曜日）9:00～17:30 は、サービス拠点での受付・対応が可能なこと。また、年間を通じて24時間の連絡体制を整えること。

3. 機器の据付、調整、稼働準備は、以下の要件を満たすこと

- 3-1 納入スケジュールを提出すること。
- 3-2 本装置が有効に稼働するために必要な調整について納入者の負担により責任をもって行うこと。
- 3-3 本装置の使用に必要な関係法令上の許可を得るために必要な資料の作成を行うこと。
- 3-4 日本語の操作マニュアルを備えること。
- 3-5 本装置を使用するにあたって使用説明を行い十分な教育訓練を行なうこと。
- 3-6 アプリケーションスペシャリスト及びサービスエンジニアは使用開始日と翌日の2日間立ち会いをすること。